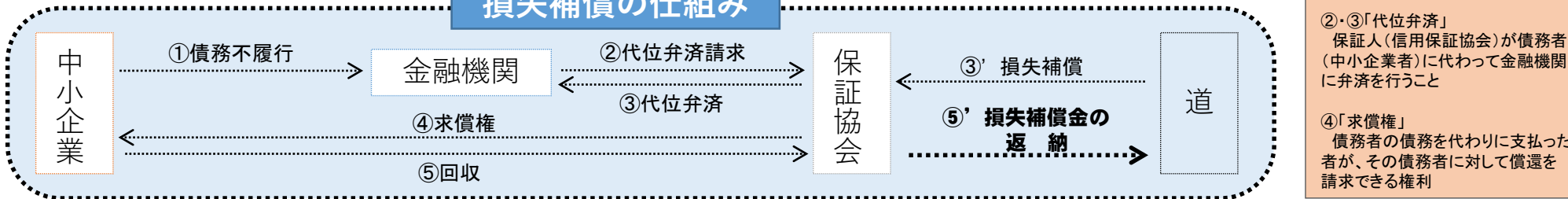


北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例案について（背景）

損失補償の仕組み



②・③「代位弁済」
保証人(信用保証協会)が債務者(中小企業者)に代わって金融機関に弁済を行うこと

④「求償権」
債務者の債務を代わりに支払った者が、その債務者に対して償還を請求できる権利

現状

国 (公庫・保険契約)

一定基準を満たす計画について定型(迅速)に承認

保証付き道融資を利用した中小企業者が**債権(求償権)放棄を伴う事業再生**に取り組む場合

(代位弁済後、企業から回収があった場合、国(公庫)と道への返納を義務付けているため、保証協会が債権放棄を行う時は、事前に国及び道の承認が必要)

道 (損失補償契約)

保証協会への承認 (= 損失補償金の返納免除) は、地方自治法上の「**権利の放棄**」に該当

⇒ 道はこれまで、国の定める一定基準を満たす計画に対し、**議会手続を経て承認**

● 中立公平な機関(再生支援協など)が策定支援した再生計画であり、次のいずれかに該当

- 地域住民の生活に密着した事業であり、地域社会に不可欠
- 先進性や技術力が高い事業であり、今後の発展が見込まれる
- 雇用効果が高く、地域経済の活力維持に資する

国からの要請

早期の条例整備について要請

地域における事業再生が円滑に進められるよう、各地方自治体の長において求償権の放棄等の承認を行うための条例整備を要請

(内閣府、総務省、金融庁、中小企業庁)

金融機関や弁護士等専門家に対しヒアリングを実施

各都府県の状況 (47都道府県中)

- 制定済み ⇒ **24都府県 [過半数]**
- 未制定 ⇒ 18道府県
- 対応不要 ⇒ 5県 (※損失補償付き融資なし)

条例の必要性

- 匿名性の確保** ● 企業名の公表による信用低下や風評被害等の恐れ(再生状況が公表されると、取引縮小等による事業価値の毀損が懸念)
- 機動的な対応** ● 債権放棄は全員一致が原則だが、道の承認の遅れで債権者全体の同意が滞り、再生計画の中止や経営破綻に陥る懸念
- 災害への備え** ● 大規模災害など緊急事態の発生によって、同時期に多数の再生事案が発生する可能性

一定要件を満たす再生計画について、知事により求償権放棄が承認できるよう
条例制定に向けて検討